

第193回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成28年1月12日（火） 15時00分～17時00分
2. 場 所 （公財）福井原子力センター 2階 研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成27年度 第2四半期)
 - (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果(平成27年度 第2四半期)
 - (3) 発電所の運転および建設状況(平成27年11月～平成28年1月)
 - (4) 新規規制基準等への対応状況について
 - (5) 高速増殖原型炉「もんじゅ」について
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成27年度 第2四半期）
[県 原子力環境監視センター 田賀 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成27年度 第2四半期）
[県 水産試験場 杉本 場長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況（平成27年11月～平成28年1月）
[県 原子力安全対策課より説明]

質疑なし

○議題説明

- (4) 新規制基準等への対応状況について
[関西電力株式会社 宮田 副事業本部長]
[日本原子力発電株式会社 師尾 所長]
- (5) 高速増殖原型炉「もんじゅ」について
[原子力規制委員会 原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官]
[文部科学省 加藤 もんじゅ改革監]

(県議会：石川議員)

- ・関西電力の高浜発電所3、4号機の再稼働の工程が順調に進んでいることを大変嬉しく、大変な努力をされたと感じている。
- ・日本原電は、敦賀発電所2号機の新規制基準への適合性に係る申請書を規制庁に提出している。しかし、規制庁の有識者会合は敦賀発電所2号機の真下を通る破砕帯は活断層であると評価しており、日本原電は、破砕帯は活断層ではないということを独自に有識者と意見を交換しながら結果を出している。
- ・日本原電の取組みの真剣さと規制庁の審査の真剣さには非常に差がある。規制庁は、しっかりとした審査を行い、地元が納得できるような説明をしていただきたい。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・真剣さが足りないという指摘かと思う。外見にはどう映るかは分からないが、数年前に、浦底断層に引きずられて破砕帯が動く可能性があるという専門家の指摘があり、それに対して真剣に評価を行った。
- ・今回改めて事業者から申請があったので、それを踏まえてしっかり確認するという姿勢は変わっていない。なかなか説明し難い部分もあるが、そういった点については説明できるようにしていきたい。

(県議会：石川議員)

- ・私は、日本原電が提出した新規規制基準適合性に係る申請書は真剣そのものであると思う。
- ・真剣だから認めなさいと言っているわけではない。完全なものであるから、しっかりと確認をして、こうして稼働するという申請をしているのであり、この点については再度検討するのが筋だと思う。現状、その段階に入っているのか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・先ほど、日本原電から説明があった通り、11月19日の原子力規制委員会の審査会合において今後の進め方を検討し、現在、次の会合の準備を進めている。準備が出来次第、適宜会合を進めていくことになると思う。

(県議会：石川議員)

- ・現場を確認するなど検討を行い、規制庁の見解は間違いであり、日本原電の提出した書類はこれで良かったと、規制庁としての見解を見直すこともあるのか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・これまで破砕帯については、専門家と規制委員会の委員1名による有識者会合を設置し、基準に基づき、議論を続けてきた。
- ・現在、事業者からの申請を受け、それに対し、規制委員会は責任をもって判断をするという立場であり、改めて成果等を確認して判断することになる。

(県議会：石川議員)

- ・規制委員会の調査結果には、相当な責任があると思う。
- ・しかしながら、日本原電も命がけだと思う。これまで積み上げてきた苦勞がそのことによって決定し、どん底に落とされる。大変なことだと思う。そうかといって審査を甘くやられては困る。しっかりとその気になって見てもらわないといけないが、初めから疑いをかけているのは良いものには見えない。その点についてはどうか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・提出された申請書については、しっかりと審査していくが、これまでの議論も参考とした上で審査することになる。

(県議会：石川議員)

- ・慎重に取り組んで、再度調査に入っていただきたい。
- ・原子力機構は、平成7年のナトリウム漏えい事故以降、いくつかの困難を乗り越えて現在に至っている。しかし、福島事故以来状況が一転し、規制庁の指摘を受けて、これまで20年間苦勞してきたことが、何をやってきたのかという状況になっている。
- ・規制庁からもんじゅの運営主体の組織替えをなさいという大事な事を、文部科学大臣が簡単に受け取るということはどういうことか。

(文部科学省 加藤 もんじゅ改革監)

- ・今回の勧告については、文部科学大臣である馳大臣をはじめ、重く受け止めている。
- ・しかし、重く受け止めるということと、勧告の通りであるということは少し違う。
- ・文科省としては、規制庁がどう言ったかではなく、我々の問題として、もう一度この問題をきちんと検証し、もんじゅはどうあるべきなのかということを議論するため、今回検討会を設置し、予断なくきちんと検討していく。
- ・規制庁に言われたから対応するということでは決してないということは申し上げたい。

(県議会：石川議員)

- ・福井県はもとより、地元敦賀、現地の白木の気持ちを持って、このもんじゅをお受けしたことはよくご存知かと思う。
- ・懸命にやり続けてきたけれども、福島事故からこういう展開に入った。しかし、それをどこまで考慮して規制庁の勧告を受け取ったのかということが大きな問題である。
- ・私だったら、今回の勧告は突き返さなければならないと思う。何のためにこれまで20年間も取り組んできたのか。簡単に受け取ったら、渡したものの勝ちである。しっかりすべき。

(文部科学省 加藤 もんじゅ改革監)

- ・勧告は受け取らないわけにはいかないのを受け取っているが、今ほど申し上げたように、そこでの指摘の内容が一体何なのかということを含め、きちんと解析・分析をして皆様に納得いただけるような答えを作り、規制庁へ回答するつもりである。
- ・様々な議論があると思うが、地元の皆様の様々な思いの中でやらせていただいていることは重々承知しているので、そこは決して忘れずに対応していきたいと思う。

(県議会：石川議員)

- ・福島の事故からわずかな時間で、ナトリウム漏えい事故が起きてから、原子力機構が20年間、懸命に稼働に向けて取り組んできたことを簡単に、組織替えを求めるということは大変な言葉であり、命令であり、失礼ではないか。
- ・今回の勧告は、安全性を考え、組織を替えた方が早く安全なものとして前に進めるという気持ちからなのか、それとも何度やっても改善がなされないから、組織を替えた方が良いという安易な考えでやっていることなのか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・これまでの経緯は、先ほどの資料でお示ししたが、規制委員会発足前および発足後においても、なかなか改善がなされず、このままでは原子力機構に今後の出力運転を任せることは出来ないという判断をしたものである。
- ・私自身も保安検査に参加し、原子力機構の方々とやり取りをし、仰るように簡単に判断したということではない。今後の出力運転を任せるには、心もとないと判断に至ったという事である。
- ・決して軽々に判断したということではなく、そこはご理解いただきたい。

(県議会：石川議員)

- ・どんな問題でも、そんなに簡単にはいかない。
- ・専門の技術者であっても、稼働させながら調整をするということはある。稼働を止めておいて、全てのチェックをすることは不可能であると、私は思う。動くものは、動かしながら、調整を行っていくのが本当の調整である。そういうことを全くなしに、ただ書類的にやっているだけではないのか。
- ・稼働する計画は全て止めなさい、今の点検を全てやりなさい。機械を動かすということは、紙で数字を引くようなものではない。規制庁は分かってやっているのか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・これまでも保守管理の問題について、改善状況を確認してきた。
- ・確かに、確認は書類上ではあるが、実際に現地の保安検査官が現場を見ながら、停止中であっても動く機器はあるので、そういったものを見ながら確認を行ってきた。
- ・その結果、なかなかこのままではどうかと言う結論に至ったわけであり、ましてや運転の段階になればリスクが高まるという判断がなされたということである。
- ・当然ながら、もんじゅを動かすことを念頭に入れ、本当に動かす段階になった場合には、懸念が非常にあるという判断をした。

(県議会：石川議員)

- ・民間に組織を替えるということを噂に聞いているが、専門家の方では、特殊なもんじゅを民間の電力会社では到底手を付けられないということを聞いている。
- ・しかしながら、半年間に組織を替えられない場合は、廃炉であると。
- ・もんじゅは1兆円もかけ、日本の財産をなげうった研究の場所である。日本の力を込めて、もんじゅを成功させることで、日本の原子力は軌道に乗るのである。これで止めてどうするのか。世界の笑われ者である。規制庁の気持ちだけでやっているのか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・今後、具体的にどういった組織が適切かということについては、文部科学省の方で委員会を設置しており、その中でしっかりと検討がなされるものと考えている。
- ・日本の原子力政策まで規制庁で判断することは出来ない。政策の一環として考えていただくことと考える。

(県議会：石川議員)

- ・仮に、民間が組織を引き受けない場合、その後はどうなるのか。
- ・本当の技術は、組織を替えても、今まで積み上げてきた技術者たちが紡ぎあげてきたものであると思うが、民間への引き受けが不可能である場合には廃炉にすると。規制庁は、大きな国の責任を持つことになる。
- ・もんじゅが廃炉になれば、日本の原子力には先がない。そういうことも考えた上で、替わりの組織が出来なかった場合には廃炉にすると軽々に言っても良いのか。文書では何でもできる。自分

に権限があれば何でもやれる。日本の国のことである。こんなに簡単にやれることなのか。

(県議会：細川議員)

- ・緊急時対策所とシビアアクシデント時のセシウム放出量の考え方、もんじゅについて伺う。
- ・高浜発電所の緊急時対策所と言われると、免震事務棟という言葉が頭に浮かぶが、実際は免震構造ではなく、耐震構造となっていると聞いたが、そのことについて説明いただきたい。

(関西電力：宮田 副事業本部長)

- ・緊急時対策所は、新規制基準で求められている緊急時の対応を行う場所である。現状、高浜発電所3、4号機の緊急時対策所は、1、2号機の中央制御室の下に設けている。
- ・高浜発電所1、2号機が稼働するまでには、1、2号機用の緊急時対策所を設ける必要があるが、現状、1、2号機の中央制御室の下に設けられている、3、4号機の緊急時対策所と合わせた形で、別棟の耐震構造の緊急時対策所を設ける計画である。また、これとは別に、作業員が待機する場所として免震事務棟を建てる計画である。

(県議会：細川議員)

- ・事務棟（緊急時対策所）は、免震構造としなくてよいのか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・規制上の要求では、施設の健全性、所要の性能を確保することが求められている。
- ・免震や耐震など様々な方法があると思うが、規制上の性能、要求事項を満足することが求められている。

(県議会：細川議員)

- ・耐震性があれば確かに地震で壊れないと思うが、建物の中のもの、阪神淡路大震災の時にはグラインドピアノが天井を破ったくらい跳ねた。
- ・耐震は、人や設備に対して大きな強い力がかかるというイメージであり、免震は、揺れを緩やかにすることで人や設備に対する力の加わり方を緩めるという考え方である。
- ・建物の中にある重要な設備は固定されていると思うが、人は固定のしようがない。これから先も免震構造を求めるのではなく、耐震構造で良しとすることを考えているのか、そのあたりを説明いただきたい。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・例えば耐震構造であっても、かかる荷重を考慮した上で、固縛やボルトで締めるなど、振動を考慮し、荷重に対応できる所要の対策が出来れば、必要な性能は発揮できるものとする。
- ・免震構造の方が、どちらかといえば有利と言う考えがあるかもしれないが、最終的に求めるのは規制が求める性能を発揮できるかがポイントになるので、そのための対策として具体的にどの方法を選択するのは申請者の判断になる。

(県議会：細川議員)

- ・作業員の方の待機場所を免震構造の建物にする計画であり、そことの整合性もあるので、またお考えいただければと思う。
- ・次に、加圧水型原子炉のシビアアクシデント時には、格納容器スプレイなどで水を掛けて減圧し、冷やすこととしているが、資料を見ると、重大事故が発生しても Cs-137 の放出量は 4.2TBq、つまり、福島事故の 1/1000 レベルで少ないという高浜発電所 3、4 号機での評価結果が出ている。
- ・加圧水型原子炉の場合は、格納容器スプレイさえ起動すれば、放射性物質が大量に放出されることはないという考えでいくのか。懸念としては、格納容器スプレイが効かなかった場合はどうするのか。スリーマイルは加圧水型原子炉だが、ヒューマンエラーは起きた。その場合はどのように判断したらよいのかお伺いする。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・新規規制基準で求められている事項は、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」であり、「冷やす」にも様々あり、まずは原子炉容器を冷やし、それで止めることができなかった場合には、次に原子炉格納容器でしっかり「冷やす」。さらには、万一炉心溶融が起きた場合にもしっかりと格納容器を冷却することで、格納容器スプレイを利用して、格納容器の中に閉じ込め、放射性物質の放出量を少なくするという対策を取る。そこで思考を止めるのではなく、万一格納容器に閉じ込めることが出来なかった場合に備え、大容量ポンプを用いた放水をすることで、できる限り放出量を抑えるといった対策も取られている。

(県議会：細川議員)

- ・格納容器スプレイにより、減圧することが出来るかもしれないが、それでもダメな場合には、格納容器内の空気を抜くのではなく、格納容器の破損を想定し、大容量ポンプによる放水を行うということか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・できる限り放射性物質の拡散を防ぐという対策がそれに当たるが、規制基準では、格納容器が破損する前に、格納容器スプレイ等によって原子炉格納容器内の圧力・温度を下げるという対策をきちっと取れるということを求めている。

(県議会：細川議員)

- ・もんじゅの大きな問題である品質保証の体制については、「もんじゅ改革推進本部」を作って見直しを行っており、人や組織の問題についてはマスコミ等を通じて聞こえてくる。
- ・しかし、もんじゅは主要メーカー 4 社で作られていること、33 年前に着工された規格であるという古さ、そういうハード面に厄介な部分がたくさんあるのだろうと思っているが、これらの問題についてはあまり聞こえてこないが、どういった状況なのか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・資料 5-1 の 4 ページ目の (5) 3 行目に記載があるが、今後、設備の老朽化や運転員等の流出、

そういったリスクを考慮した上で、勧告を行うと判断がなされた。ご指摘の点についても、検討事項に加えている。

(県議会：細川議員)

- ・書いてはあるが、要求事項が少ないという印象である。
- ・ハード面も大きな問題がたくさんあるのであれば、いくらソフト面を考えたところで一緒なのではないかという感想を持っている。例えば、先ほど書類上で判断すると仰っていたが、30年も経てばネジ一個でも型番が古くなってしまい、取り替えるのに非常に時間がかかったりするのではないか。
- ・もんじゅも、例えば、電気設備1つ替えるのにどれだけ手間がかかっているのか、あるいはテロ対策を行うと言いながらもイノシシに入られるなど、書類にあがってくる以前の現場の厄介な問題、古いからいろいろな問題があるのではないかと思うが、そのあたりを是非把握していただきたい。

(文部科学省 加藤 もんじゅ改革監)

- ・もんじゅのハード面は大丈夫なのかと言う率直なご質問と受け止める。
- ・ハード面は、大分時間が経っているということもあるが、この間、様々な対策工事や保守管理も点検漏れがあると言われたが再点検も進めており、設備自体は保守されている。
- ・他方で、福島事故を踏まえた新規制基準があり、福島事故以前の基準では評価を頂いているが、新しい基準に則った審査は、今後きちっと解析をして申請書を纏め、審査を受けるというプロセスがこの保守管理問題の解決後も控えていることは間違いないと思っている。
- ・これについては、ナトリウム冷却である高速増殖炉についての新規制基準自体が、規制庁の方でまだ纏めていただけていないということがあるので、原子力機構では、自ら福島事故を踏まえ、再度技術評価をしている。しかし、これが基準に合致しているのかについては、基準そのもののはっきりしていないということもあり、これからの対応になる。必要があれば追加工事を行うが、ここ数年やっている議論では、まだそこに至っていない。
- ・色々な場面で説明をする機会がないということだと思うが、現状きちんとやっており、これからそこをやらなければ運転というところに至らないというのも認識している。そのための対応もなかなかやれない部分もあるが、忘れずにやっていくということである。

(県議会：細川議員)

- ・先ほど言ったように、ネジなど古いものを管理する上でということであり、そういう情報の収集をよろしく願います。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・高速増殖炉の新規制基準がまだ纏まっていないという話があったが、原子炉等規制法ではもんじゅも他の実用炉と同じ基準に基づいており、ベースの部分は共通となっている。
- ・あとは、もんじゅの特殊な部分を考慮した上で整理していくことになるが、基準が全く出来ていないということではない。その点をご理解いただきたい。

(平和・環境・人権センター 松永 特別幹事)

- ・高浜発電所3号機は既に燃料の装荷を行ったとのことだが、新聞等では、今回、MOX燃料を装荷していると報道されている。
- ・高浜発電所3号機はMOX燃料を元々装荷する予定で新規規制基準適合性に係る申請を行い、規制委員会の了解を得たから装荷したと思うが、関西電力は過去にMOX燃料を使用した実績はあるのか。また、その際に異常は確認されなかったのか。
- ・規制庁には、MOX燃料を許可した経緯等についてお聞きしたい。

(関西電力：宮田 副事業本部長)

- ・今回、高浜発電所3号機に装荷したMOX燃料の体数は24体である。当社におけるMOX燃料の使用実績としては、高浜発電所3号機で過去に1回実施しており、問題なく運転した実績がある。今回はそれを含めて2回目ということになる。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・関西電力から説明があったとおり、過去に高浜発電所3号機でMOX燃料を使用した実績があり、その時点でMOX燃料を用いた炉心として審査を行っている。
- ・今回の審査は、その結果を前提としたものであり、MOX燃料を用いることを大きな論点として考慮したというものではない。

(平和・環境・人権センター 松永 特別幹事)

- ・今後、MOX燃料を使用する発電所が増えてくる可能性はあるのか。もんじゅの状況を踏まえても、今後、MOX燃料を使用していく可能性があるのか。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・現在までに新規規制基準適合性に係る申請を行った発電所の中でMOX燃料を使用することとしている発電所は高浜発電所3、4号機だけだが、今後どうするかについては、MOX燃料の使用に係る申請がなされた段階で考えることになる。

(平和・環境・人権センター 松永 特別幹事)

- ・私は、もんじゅの問題は20年前のナトリウム漏えい事故から端を発していると認識している。
- ・前回の敦賀市の原子力懇談会でもお聞きしたが、もんじゅは原子力機構職員が1/3で、残りを協力業者などで体制を組んでいる。
- ・元々、会社の組織人間であった者の認識としては、当該組織の職員が大半を占めて、残りの部分を協力業者で構成するというのが一般的だと思う。
- ・この点について、文部科学省としてそのような体制にするよう指示してきたのか、原子力機構がそのような体制を取ってきたのか、そのあたりはどうか。

(文部科学省 加藤 もんじゅ改革監)

- ・もんじゅは研究開発段階の原子炉であり、単なる研究炉でもなければ実用炉でもない。段階的に

研究開発を進め、いずれは実用段階に移行していく途中段階の原子炉であると認識している。

- ・従って、もんじゅの体制を検討していくにあたり、どこかの段階で民間に移行していくことを見据えながら、メーカーや電力会社の協力のもと、技術や経験を蓄積させていく体制でスタートしたものであると理解している。
- ・この点は、文部科学省で指示したわけではなく、当時にそれが技術的に妥当であると判断されたものであると理解している。
- ・現在、ナトリウム漏えい事故から20年が経過しており、一度起動してから相当の期間が経過している。その意味で、メーカーや電力会社ともんじゅあるいは原子力機構との関係が当初とはかなり変わってきているとは思う。
- ・原子力機構では、保守管理不備問題以降、もんじゅの保守管理部門は原子力機構職員の割合を高くすることとし、正確ではないが、現時点で、保全業務を所管する部署については、原子力機構職員の割合が40%台であると聞いている。
- ・ただ、もんじゅは研究段階の原子炉であり、原子力機構職員の割合が90～100%ということにはならないが、そのような体制の中で、品質保証問題についてどのように対応していくのか検討し、現在まで進めてきたという状況である。

(平和・環境・人権センター 松永 特別幹事)

- ・原子力機構職員と協力会社との馴れ合いが緒問題の原因ではないかと思っている。
- ・電力会社や下請け業者の協力のもと、オールジャパンの体制で取り組む必要があることは理解できるが、私は、原子力機構職員がリーダーシップを取ってこなかったため、様々な問題が発生したものだと思う。
- ・規制庁は、6カ月間で、もんじゅを安全に運転できる運営主体を見出すよう要求しているが、その観点を含めて様々な精査をする必要があるのではないか。
- ・もう一点、先ほど、もんじゅの予算に187億円が計上されたという説明があったが、33年前の計器の保守点検を含め、この予算内で十分に対応できる計画であるのかお伺いしたい。

(文部科学省 加藤 もんじゅ改革監)

- ・ご指摘いただいた観点も、今後の検討の中で議論の対象になると思う。
- ・予算については、国全体の予算が厳しいが、もんじゅの保守管理に必要な額はきちっと確保する必要があると考えている。新規制基準対応に向けた経費など、次の段階に進むための議論はなかなかできない状況だが、少なくとも、もんじゅが存在する上で必要な予算は確保しているのご理解いただきたい。

(平和・環境・人権センター 松永 特別幹事)

- ・半年後、もし、原子力機構の代替となる組織を特定できなかった場合は、規制委員会として廃炉に持ち込むのか。地元としては、納得できる話ではないと思うが、その点を明確にさせていただきたい。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・勧告の内容は2点であり、原子力機構に代わってもんじゅを運転できる能力を有する組織を提示することと、それが困難な場合は、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を見直すことであり、今のご指摘は2点目に当たると思う。
- ・代替組織が提示できない場合においても、必ずしも廃炉ということではない。安全上のリスクを減少させる方法は様々あると思うが、それを含めて検討することを勧告として求めている。

(美浜町 山口 町長)

- ・高浜発電所1、2号機と美浜発電所3号機は審査中であるが、時間的に厳しい制約を受けている。規制委員会は一生懸命対応していただいていると聞いているが、現在の審査の状況をお聞きしたい。

(関西電力：宮田 副事業本部長)

- ・我々は審査を受ける立場であり、高浜発電所1、2号機と美浜発電所3号機の審査にどの程度の時間を要するかは分からないが、関西電力としてできることは、審査が円滑に進むよう、必要な資料を的確に提出していくことであると考えている。
- ・ご指摘の通り、期限のある話なので、この期限に間に合うよう、しっかりと対応していきたいと考えている。

(美浜町 山口 町長)

- ・しっかりと対応していただきたい。
- ・次に、敦賀発電所2号機の地盤については、以前に、我々も浦底断層とD-1断層が繋がっていないことがはっきり分かる現場を見せていただいた。また、その上の層には、13万年以前の堆積物が積もっていることから、13万年前から動いた形跡はないという説明を規制委員会に対して、説明されているが、規制委員会には、それを受け入れられなかったと理解している。
- ・今回、改めて規制委員会に申請していく上で、以前と変わった点について、説明をお願いしたい。

(日本原電：師尾 所長)

- ・我々は、従来の調査結果でも十分に説明できると認識していたが、説明性の更なる向上と言う観点から、昨年3月から9月までデータの拡充を行っており、資料4-2の4ページと5ページに記載している。
- ・我々の結論は変わっていないが、当社が従来から主張してきた内容を更に補強する内容となっており、この内容について審査の中でしっかりと説明していきたいと考えている。

(美浜町 山口 町長)

- ・もんじゅについてお伺いする。保守管理不備に伴い平成25年5月に運転再開の準備停止の措置命令がされてから2年半が経過し、運転に向けた準備を始めなければならないという時に、組織そのものを見直すよう勧告を受けた。これは非常に大きな問題であると思っている。

- ・エネルギー基本計画におけるもんじゅの位置付けは非常に大きいと思うが、この2年半の動きとして、改革監が指名されてから1年半以上が経過しているという時間と、今後の半月間で組織の改革をしっかりと指揮していかなければならないが、改革にかかる時間について改めてお聞きしたい。

(文部科学省 加藤 もんじゅ改革監)

- ・非常に時間はかかってしまっており、我々としても、何としても早く解決しなければならないという思いでこれまで対応してきたが、報告書を提出しても規制庁から見ると十分でないとし繰り返し評価を受けてきたという状況である。
- ・現時点で申し上げられることは、概ね半年という期間の中で、勧告に対する一定の検討結果を出さないと、先が見えないという状況である。
- ・原子力機構が、当分の間、もんじゅを担っていかなくてはいけない現実があることは間違いないという認識の下で、これまでやってきた対応を引き続き進めており、夏頃にはかなりのデータが纏まる見込みである。それらのデータと、この勧告に対する対応を合わせて物事を打開できると考えている。
- ・ただ、それが打開できたとしても、新規制基準への対応といった課題もある。現在、性能試験の段階で作業を中断しており、規制委員会から作業を進めないよう措置命令を受けている状況である。
- ・まずは、勧告に対する対応を進めて前に進める状況を作り、それができれば、そう長くない間に再稼働まで進めていきたいと考えている。ただ、それに何年かかるかということを申し上げると、それが目に見えないプレッシャーとなり、対応が上手くいかないということを繰り返してきた経緯もあるため、その点をご勘弁いただきたい。

(県議会：力野 議員)

- ・規制委員会からの勧告は、1項目目は組織を替えるということ、2項目目に発電用原子炉の在り方を抜本的に見直すという文言になっている。一方で、文部科学省はもんじゅのあり方に関する検討会を開いている。
- ・検討会の会合はまだ1回しか開催されていないということであり、資料には必要に応じて委員を追加という記載もある。検討会の方向性等について検討している段階だとは思いますが、検討は1項目目から入るべきだと思うが、この会議では、2項目目から検討を行っているという印象を受けるが、この点について説明を願います。

(文部科学省 加藤 もんじゅ改革監)

- ・今回立ち上がった検討会で、まずやるべきことは、1点目に絡むことであり、まずはその点をきちんとやるということである。
- ・この検討会に関して、大臣からは3点の指示をいただいている。まず、この検討会で課題の検証すること。その後、もんじゅの位置付けを前提に、もんじゅをどのように運営していくべきなのかを検討すること。また、それを実行できる運営主体とは何かを検討することである。
- ・従って、まずは課題の検証から始めているところであり、現在検討を行っているのは勧告の1点

目についてであり、その点ご理解いただきたい。

(県議会：力野 議員)

- ・検討会における議論の中身は、なるべくオープンにしていきたい。

(県議会：糀谷 議員)

- ・平成 24 年の大飯発電所 3、4 号機の再稼働の際に、県は国に対して特別な監視体制を求めた。その後、その実績は規制委員会が発足し、新規制基準に引き継がれたと認識している。
- ・今回、関西電力が高浜発電所 3、4 号機の再稼働をするにあたり、事故なく、発電を続けていただくことが、原子力に対する県民および国民の理解に必要な最たるものであり、今一度、その覚悟を関西電力に確認したい。
- ・また、県に対しては、再稼働に対して特別な人員の配置等も含めた対応は考えていないのか確認したい。

(関西電力：宮田 副事業本部長)

- ・我々も安全が第一と考えており、トラブルのないよう、しっかりと対応していく。

(原子力安全対策課 野路 課長)

- ・昨年 12 月末から燃料装荷が開始されているが、当課の職員が、節目節目に、既に何回か立会いをしている。
- ・また、先ほど関西電力から報告があった通り、トラブルであるか否かに関わらず、適宜、報告を受けて対応している。

(杉本 副知事)

- ・しっかりと対応させていただく。

(県議会：田中 議員)

- ・今回優先プラントとして川内および高浜を指定されて審査が行われたが、今後の審査は、これらのプラントにおける審査実績を参考にし、スピードアップしていくという認識でよいか。また、前回の協議会でも質問したが、規制委員会および規制庁の 4 月以降の体制はどのようなになるのか。先ほど、美浜町長も心配されていたが、審査期限のあるプラントがしっかりと審査できる体制が整うのか。以上 2 点をお伺いしたい。

(原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・ご指摘の通り、今後は川内と高浜における審査実績をもとに審査を行っていくので、その点では審査のスピード化が図られる部分があると思う。
- ・審査体制については、今後の審査官の充実、職員の採用などにより、出来るだけスムーズに審査が出来るような体制を整えていきたい。

以上